

＜審議の概要＞

(※委員の紹介など、審議に直接関係のない部分を一部、省略しております。)

(開 会)

【会長】： ただいまから令和8年度第1回福岡市都市計画審議会を始めさせていただきます。

委員及び説明者の皆様には簡潔な質疑応答をお願いするとともに、本審議会のスムーズな運営にご協力をお願いいたします。

それではまず、本日の出席者数につきまして事務局から報告をお願いいたします。

【都市計画課長】： 事務局をしております都市計画課長でございます。

委員の出席者数でございますが、22名であり、福岡市都市計画審議会条例第6条第2項に基づき、総数27名の2分の1以上に達しましたので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

【会長】： 次に、前回の会議録につきましては委員の皆様にも送付しておりましたが、会長及び署名委員の確認の上、確定いたしましたので、ご報告させていただきます。

今回の会議録の署名委員につきましては、福岡市都市計画審議会運営要綱第7条第3項の規定に基づき、1号委員から【委員】、2号委員から【委員】を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、福岡市情報公開条例第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとなっており、委員の名前を省いた形で市のホームページに掲載いたします。

本日は、公園の変更、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について市長から諮問がありましたので、ご審議をお願いいたします。

まずは、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

【都市計画課長】： 本日お配りしております資料につきましてご説明いたします。

上から、会議次第、委員名簿、座席表、都市計画案の縦覧結果、冊子として議案書、議案参考資料をお配りしております。

本日の資料は以上でございますが、不足はございませんでしょうか。不足等がありましたら、お近くの職員までお知らせください。

【会長】： それでは、議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号「公園の変更」につきまして、説明を事務局からお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【みどり企画課長】： 住宅都市みどり局みどり企画課長でございます。よろしくお願いいたします。

福岡広域都市計画公園の変更についてご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

議案書につきましては法定図書となっておりますので、分かりやすく整理した議案参考資料にて説明させていただきます。

参考資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

今回ご審議いただきます2つの公園の位置図でございます。赤丸で示しております箇所が今回ご審議いただく公園となっております、赤丸の3・3・115号、原中央公園を追加し、街区公園の2・2・676号、向野南公園の区域を変更するものでございます。

原中央公園は市中心部から西へ約5キロの住宅地内、向野南公園は同じく南に約4キロの住宅地内に位置しております。

3ページをお願いいたします。

1、原中央公園の追加についてでございます。

近隣公園の配置につきましては、福岡市みどりの基本計画に基づき、1小学校区に1か所の配置を原則としつつ、当面、中学校区において配置されていない校区を優先的に整備を進めているところでございますが、当該校区につきましては、近隣公園が配置されていないことから、市民が身近に利用できる近隣公園の整備を行うものでございます。

下の図において赤で示しております箇所が計画地で、原中央中学校の東に位置し、現況は農地等、面積は約1ヘクタールとなっております。

4ページをお願いいたします。

次に、向野南公園の変更についてご説明いたします。

当公園は、南区向野の住宅地に位置する昭和60年に都市計画決定された約0.27ヘクタールの街区公園となっております。

下の図に今回の変更区域を示しております。

今回追加する赤塗りの区域のうち中央の道路から左側の部分については、個人の庭園であったものを市街地における貴重な都市空間として寄附受けしたものでございます。

寄附地は地形などの制約から、主に外側から眺望を楽しむ空間として利用されてきましたが、施設の老朽化が進行し、改良が必要な状況となっており、施設の改良に当たって、青線で囲ってある既決定の公園区域と一体的に活用できる空間となるよう、間に位置する市道の線形見直しも含め、公園の拡張、再整備を行うものでございます。

3、スケジュールでございます。

本件につきまして、4月2日から16日までの2週間、都市計画案の縦覧を

行った結果、縦覧者は11名で、意見書の提出はございませんでした。

本日の審議会の後、6月に都市計画決定告示の予定でございます。

6ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

下段の総括表に記載のとおり、今回の変更により都市計画公園の箇所数は1か所増の495か所、面積は1.22ヘクタール増の1,207ヘクタールとなります。

福岡広域都市計画公園の変更についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ただいま事務局より説明がありました議案第1号について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

【委員】： 原中央公園と向野南公園ということで、幾つかちょっと質問させていただきます。

原中央公園のところは田んぼというふうなことで、従来、遊水機能等、田んぼの機能があると思われますけれども、今、グリーンインフラだとか、新たな災害への対応とかもあって、そういったものへの代替、そういった機能を新たに付け加えるようなことがなされるのかどうか。

周辺は街路樹とかがあまりない住宅地で、非常にまとまった緑が不足してしまして、これだけ大きな面積の近隣公園をつくられるということで、そういったまとまった緑の質をどう考えられているのかということが2点目。

3点目は、原中央中学校が前にあるということで、災害時は一体的な利用が検討されると思われますが、道路を挟んで、道路にボールが飛ばないようにネットがあって、いざ、一体的に使おうと思うとなかなか行き来が難しいような状況にあると思われますけれども、そういった災害時の一体的利用みたいなこと、もしくはふだんからの中学校との連携した利用形態みたいなことを考えられているのかどうかをお伺いしたいです。

あと向野南に関しては、廃止区域がありますけれども、1つは道路の線形をちょっと見直すのかなと思われますけれども、鎮守の森の裏の黄色のエリアは何に使われるのかということが1点目と、あと鎮守の森の場所でもございますので、できるだけこういった緑の斜面だとか大きな樹木を残しながら、コンクリートのり面とかにならないような、そういった風景の創出が望まれると思われますけれども、そこら辺の地域性への対応をお伺いしたいです。

以上5点お願いします。

【みどり企画課長】： ありがとうございます。

まず、原中央公園のグリーンインフラの考え方についてでございますが、確かに現在水田として利用されているエリアになっておりますので、ここを

公園化することで、貯水機能は損なわれるかと考えておりますが、公園整備に当たりまして、一時的にグラウンドのレベルを下げて水がたまるような構造にするとか、そういった周辺への水の流出抑制についての配慮というのは常々やってきているところがございますので、ここについても同じような整備の手法を考えていくことになろうかと考えております。

あと緑の質についてでございますが、現在、非常に住宅が密集しているところで、貴重な水田という一つの生き物の通り道になっていると考えておりますので、そこは緑豊かな空間として整備することで、生物多様性や連続性にも配慮できるような整備をできればというふうに考えております。

それと、中学校との連携についてでございますが、現状、中学校と計画地の間に水路と道路を挟んでいて、なかなか一体的な活用というのは難しいところがございます。中学校については、地域防災計画において避難所という位置づけがされている一方、公園については、発災時にまず逃げ込む場所という意味で地区避難場所に指定されます。そのような機能の使い分けによって防災機能の連携を図って、地域の防災力向上につなげていければと考えております。

続きまして、向野南公園の変更についてでございますが、廃止となるエリア、この黄色で塗っておりますところにつきましては、もともと都市計画決定で公園区域としていたところがございますけれども、整備に当たって地形上の問題があり整備ができなかったところとなっております。代わりに、その斜め横の赤で塗り潰しているところ、市有地でございますが、ここを整備することで面積を確保しているという状況でございました。

今回、区域の変更に当たりまして、黄色のエリアですが、神社の所有地ということで、神社の方ともお話しさせていただいたところ、区域から外していただきたいというご要望をいただきまして、我々としましても公園の区域が整形になるのと、現状の公園の供用区域と齟齬がないということから今回変更するものとしております。

法面の鎮守の森の樹木の保存についてでございますが、地元説明において既存の向野南公園の森をフラットにしてほしいというご意見をいただきましたが、我々からは、緑を大切にすることも大事だということをご説明しご協力を得ながら整備していく方向で考えております。

今回、拡張する寄附地のほうにつきましても、現在100本ほど樹木があります。こちらについては、今、石がたくさん組んである状況であり、樹木を撤去することで石が動くなどの影響が考えられますので、できるだけ樹木を保存して観賞するような、そういう使い方ができる空間として整備していきたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： いかがですか。

【委員】： 原中央中学校のほうですけれども、水路と道路ということで、ただ、いざとなるとやはり行き来ができたほうが私はいいいのかなと思ったりいたします。そこら辺は教育委員会のほうになるかもしれませんが、継続的な検討をいただきたいなというふうに思うところです。

できるだけフラットという地元の思いも分かるところですけれども、フラットだと樹木もなかなか成長しづらかったり、できるだけ既存の樹木を生かして、スクラップ・アンド・ビルドを緑とするようなことはできるだけ避けたほうがいいと思いますので、そこは適宜選んでいただいて、実施いただきたいという希望でございます。

以上でございます。

【会長】： ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】： 関連なんですけれども、先ほどグラウンドを下げて水の貯水機能というふうに言われましたけれども、ちょっと具体的な、今までされてきた手法をここでどういうふうに使おうかと検討が進んでされるのかということと、先ほど地区の避難所ともなる場所、例えば、私が住んでいる校区も大雨のときは水がたまって避難所にするには危険で、学校があっていたときは、子どもたちが水が引くまで給食も食べれない状態で遅くなって帰ってきたということがありますので、少しその辺りの災害対策の件というのは、やっぱり田んぼは自然のダムと言われていて、機能がここにもあったと思うんですね。住宅が増える前も田んぼがあった場所もある。だから、そういう地域だったということなので、水の災害の心配があります。

それから、向野南公園のほうなんですけれども、先ほど先生が言われたように、森があることで災害から守るという観点も大きくありますので、樹木がですね、なので、しっかり住民の方の理解を得られるようお願いしたいなと思います。

以上です。

【会長】： 事務局からありますか。

【みどり企画課長】： ありがとうございます。

グラウンドの貯水の考え方なんですけれども、福岡市道路下水道局のほうから、雨水貯留機能の確保という趣旨でグラウンドのレベルを下げるなどして、一時的でも水が貯留でき、雨水の流出を抑制するような整備をお願いしたいという申入れがっておりますので、公園整備のほうでもできるだけそのような整備を心がけているところでございます。

地区避難場所として水がたまるのはどうかという考え方も確かにありまして、地域防災計画においても、災害の種別ごとに避難場所の仕分けがされて

おりますので、そういう意味では、一時的に水がたまるような場所にはなっても、地震のときは逃げ込めるようになるとか、あるいは水がたまるエリアをある程度限定するとか、様々な災害でも活用ができる防災公園として機能できるように整備を考えていきたいと考えております。

向野南の森を守るということで、住民のご理解をとということですけれども、森を崩すと土砂が出たりとか、自然環境を崩すことにもなってくるので、今後の整備については理解を得ながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【会長】： はい、どうぞ。

【委員】： 住民の認識、避難所となるべく、どういうときに使える使えないというのも、広く今、整備が始まっていく中でも住民の方たちの理解というか、違う災害だとやっぱり対応が変わってくるので、その辺は住民の方にも十分、こういう状況が起こる可能性があるとか共有をしていただきたいなと思います。開発をするところからですね。

それで、県の防災の状況もちよっと変わってきているので、今までとは違う市の防災計画の改定されていく部分がありますので、その辺りもしっかりと住民とともに進んでいくようにお願いしたいと思います。

森の機能というのは、やはり原爆が落とされた長崎のところでも、本当に住民が守られたのは神社の大きな木があったからなんですよ。そういうこととかも、いろんな過去のものとか引っ張り出しながら、しっかりと住民との理解共有をお願いしたいと思います。意見としてです。

【会長】： ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

【会長】： それでは、これはアドバイス等いただきましたが、ご異議はないということですのでよろしいですかね。

(なし)

【会長】： ありがとうございます。それでは、この第1号議案につきましては、案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。それでは、原案どおり承認させていただきます。続きまして、議案第2号「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変

更」につきまして説明を事務局からお願いいたします。

(諮問事項の説明)

【都市計画課長】： 住宅都市みどり局都市計画課長でございます。

福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

参考資料11ページをお願いいたします。

当計画の本編は、議案資料11ページから83ページにお示ししておりますが、概要について、こちらの資料で説明させていただきます。

1、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてでございます。

都市計画法において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとされており、本市につきましては、福岡県が本市を含む10市5町で構成される福岡広域都市計画区域を指定しております。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、通称都市計画区域マスタープランと呼ばれておりまして、都道府県が市町村の区域を超える広域的な見地から、都市計画区域を対象として都市計画の基本的な方針を定める法定計画でございます。

現在、県において当計画の見直しが検討されており、県から市への意見聴取に伴い、福岡市都市計画審議会に付議するものでございます。

なお、当計画は平成16年5月に当初決定されて以降、国勢調査の結果等を踏まえ、おおむね5年ごとに定期的に見直しが実施されております。

2、見直しの視点でございます。

都市計画区域マスタープランでは、将来におけるおおむねの人口や市街化区域編入の考え方などが示されており、市町村が都市計画の決定や変更を行う際、県との協議などにおいて用いられるものでございます。

今回は、令和2年に実施された国勢調査や社会情勢等の変化を踏まえ、主に以下の内容が見直されております。

まず、将来におけるおおむねの人口でございます。左側に現行の数値、右側に変更後の数値を示しておりますが、赤字でお示ししている箇所が時点修正されており、現行の計画と比べ人口増加率は鈍化しております。

参考として、枠の中には当計画に記載されている土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を一部抜粋してお示ししております。

また、災害に強い都市づくりの方針において、災害の激甚化、頻発化を踏まえ、災害時の支援体制の構築や市街化区域へ編入する際の土地利用方針等の追加がなされたほか、各種数値や文言等の時点修正がされております。

右側、12ページをお願いします。

3、スケジュールでございます。

現在、県から関係市町へ意見聴取が行われており、今後、県の都市計画審

議会を経て、8月もしくは9月に県において決定告示を行う予定と聞いております。

下段には参考として当計画の位置づけ及び主な記載内容をお示ししております。

福岡広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(諮問事項に関する質疑・意見等)

【会長】： ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました議案第2号について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

今日は福岡県から都市計画課長が来ていただいておりますけれども、何か補足等あれば。特にいいですか。

これについてはよろしいでしょうか。

(なし)

【会長】： ありがとうございます。

それでは、特にご異議がないということで、議案第2号につきましては、本審議会として異存なしとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】： ありがとうございます。それでは、審議会として異存なしとさせていただきます。

以上で本日の審議を終了させていただきます。

これから先は進行を事務局にお返しいたします。

【都市計画課長】： 本日はありがとうございました。

さて、現在の委員の皆様におかれましては、令和6年6月5日から令和8年6月4日までの2年間の任期となっており、今回が最後の審議会になります。また、坂井会長におかれましては、長年にわたり会長を務めていただいておりますが、今回をもちましてご退任されます。

ここで坂井会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

【会長】： 都市計画審議会は2011年から15年間、会長として2016年から10年間務めさせていただいております。ちょうど都心のビッグバンのお話とか、それから、都市計画道路、地区計画、港湾、アイランドシティ、空港、公園など、面的、線的な数多くの事業を皆様と決定してまいりました。この審議会にお

ける議論と一つ一つの決定が現在の福岡市の発展の舞台としてお支えできているということであれば、市民の皆様はもちろん、審議会にご参席いただいている皆様、それから、活動に日々精進しておられる福岡市の職員の皆様、事務局の皆様にとって喜ばしいことであろうと思います。

私は今回で会長の任期は終えさせていただくようにしておりますが、福岡市が高島市長の時代になって、アジアのリーダー都市を目指して日本の拠点都市として随分成長したんじゃないかというふうに自負しております。審議会会長はこれっきりですけれども、九大でもあと2年、現役であります。それから、福岡アジア都市研究所理事長をさせていただいております。福岡市と都市圏の支援をこれからも続けますので、よろしくお願いします。

この審議会につきましても、次期からまた心機一転して、これからの福岡市、都市圏、九州、日本に対して福岡市がさらに影響を与えられる舞台づくりをしていただくことをお祈りしております。

簡単ですが、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

【都市計画課長】： 坂井会長、ありがとうございました。

最後に、住宅都市みどり局長より一言ご挨拶申し上げます。

【住宅都市みどり局長】： 住宅都市みどり局長でございます。委員の皆様におかれましては、今回の任期中、最後の審議会となりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

令和6年6月から2年間、審議会を6回開催させていただきまして、都市計画マスタープランをはじめ、福岡市の都市づくりの礎となる都市計画など16件の議案についてご審議をいただきました。委員の皆様には様々なお立場、多様な視点から貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、坂井会長におかれましては、平成28年から10年間、審議会の会長を務めていただきました。この10年間で、今日のを加えましてちょうど100件の議案をご審議いただくなど、長年にわたりまして審議会の運営にご尽力いただきましたことに深く御礼申し上げます。ありがとうございます。

坂井会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、今後とも福岡市の都市づくりに引き続きご指導、ご鞭撻、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【都市計画課長】： それでは、これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会 午後 2 時29分)